

令和6年氷川町農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時：令和6年4月10日（水） 午後1時30分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：12名

1番 金川 次男	2番 園田 昇	3番 橋本 淳一
4番 江崎 貴博	5番 欠	6番 木村 和浩
8番 中村 貢	9番 濱田 正澄	10番 宮崎 武士
11番 永田 裕二	12番 稲田 一	13番 井副 陽子
14番 本田 智恵子		

4. 出席農地利用最適化推進委員：9名

1番 稲田 誠	2番 吉村 正光	3番 岩村 大祐
4番 緒方 眞二	5番 宇田 義生	6番 松本 荘一
7番 藤田 譲治	8番 野尻 一也	9番 本山 満
10番 木村 高雄	11番 吉田 稔	12番 丸山 修二
13番 橋本 隆也		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約について

(2) 農地法第52条第1項の規定による賃貸料情報の提供について

日程5. 議案審議

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条による事業計画変更承認申請について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第15号 氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第16号 氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第17号 農用地利用集積促進計画書（配分）について

議案第18号 農地の無断転用にかかる勧告について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 續 貴志

会計年度任用職員 尾下 眞奈美

7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和6年氷川町農業委員会第4回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。

はじめに永田会長よりご挨拶をお願いします。

永田会長 <挨拶>

永田議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、4番、江崎委員、6番、木村委員を指名いたします。

つぎに、報告事項についてです。案件は2件です。

まずはじめに、報告(1)について事務局より説明願います。

上田主事 報告(1)農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約についてご説明します。資料の1ページをご覧ください。この案件は、両者の合意のもと解約をされる案件です。番号1については相対契約の合意契約、番号2については農業公社をとおした農地バンクでの合意解約となります。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(質問なし)

永田議長 何もないようですので、報告(1)についてはこれで終わります。

つぎに、報告(2)について事務局より説明願います。

上田主事 報告(2)農地法第52条第1項の規定による賃借料情報の提供についてご説明します。

こちらは農地法第52条第1項の規定により賃貸借料の情報を提供することとなっておりますので、今回は令和5年1月から令和5年12月の賃貸借契約の賃料の平均額を情報提供するものです。地目ごとの平均額についてはお手元の資料にてご確認ください。

昨年度まで氷川町全体として平均額を出しておりましたが、地域別での平均額も出してほしいという声がありましたので、今回竜北・宮原別での平均額も出しております。

町内全域と地域別で出してみましたが、今後情報提供を出すのであれば従来とおりの全域か地域別にするかどちらがよろしいか意見をいただいて決めていただければと思います。

以上で説明を終わります。

永田議長 　ただいま事務局より説明がありました。今までどおり全域で出すか、それとも地域別がいいかというところも含めて意見を出していただきたいと思いますがいかがですか。

濱田委員 　竜北だけで見たときに、全体よりも 100 円上がっていますがこれはなぜですか。

上田主事 　地域別でみてみると、竜北と宮原では契約の賃借料が違い、宮原が 9,000 円から 15,000 円くらいが多くて、竜北は 17,000 円前後の金額設定が多くありました。契約件数も竜北のほうが 5 倍程の件数になりますので、平均額となるとこの数字となります。

なお、契約内容がハウス込みの金額設定がしてあるような特殊案件は除いております。

稲田委員 　地域ではなく地区でも金額の差というのはあると思いますが、そこはどうでしょうか。

坂梨事務局長 　細分化することもできますが、そうすると対象データが少なくなりますので毎年の平均額が大きく動いたりするのではないかなと思います。分けても今回の地域別がいいのかなと思います。

永田議長 　ほかにありませんか。

(質問なし)

永田議長 　何もないようですので、掲載方法について多数決で決めたいと思います。

案 1 の全域がいいという人は挙手をお願いします。

(挙手少数)

永田議長 　案 2 の地域別がいいという人は挙手をお願いします。

(挙手多数)

永田議長 　ありがとうございました。多数決の結果は、地域別掲載が多数ということで案 2 のほうで掲載することとします。

事務局より補足説明はありませんか。

上田主事 　皆さまありがとうございました。

この情報提供はあくまでも 1 年間の貸し借りの平均額を出しておりますので、これから契約をされるときに必ずこの金額で契約しなければならないという決まりではありません。

貸し借り契約される際の金額の参考にさせていただいて、最終的には双方の納得される金額で契約してください。

以上です。

永田議長

報告事項についてはこれで終わります。

つぎに議案審議です。議案第 12 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について上程します。案件は 1 件です。番号 1 について事務局より説明願います。

續係長

議案第 12 号、番号 1 についてご説明します。資料は 2 ページとなります。

申請人の住所氏名、申請物件等はお手元の資料にてご確認をお願いします。申請地は〇〇地区集落内にある農地で、売買による所有権移転の許可申請となっております。

当該農地は譲受人が所有する農地に隣接しております。

これまで譲渡人が譲受人に対して管理を依頼されておりました。今回、双方の申出により売買による所有権移転をされることとなり申請をされました。

譲受人につきましては、〇〇地区で農業をされており、今回取得される農地は苗床および水稻を栽培されるとお聞きしております。

取得後も農地を効率的に管理・利用されると思われ許可要件は満たしているものと思われま。

以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を濱田委員よりお願いします。

濱田委員

4 月 5 日午前 11 時より、申請者立会のもと現地を確認しました。申請地は許可要件を満たしており許可することに問題はないと思われま。

永田議長

ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長

異議もないようですので、議案第 12 号番号 1 について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

永田議長

全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。

つぎに、議案第 13 号、農地法第 5 条の事業計画変更承認申請について上程します。案件は 2 件です。

事務局より説明願います。

續係長

案件に入る前にご説明があります。資料の 3 ページの 1 番の転用変更申請につきましては、申請者より変更計画の再考をされるということで取り下げをされました。そのため本日

の審議から省かせていただきます。なお、関連する議案第 14 号の 1 番の許可案件につきましても同様に省かせていただきます。ご了承願います。

それでは議案第 13 号の 2 番についてご説明します。

転用の事業計画変更については、許可目的の達成が可能な場合における事業計画の変更となっております。変更申請には目的の変更が伴わない変更と許可目的が変わる変更の 2 種類があります。本案件は許可目的の変更が伴わない変更となります。変更承認する場合は、変更後の事業が事業計画に従って実施されることが確実である、変更の事業により周辺の農地等に影響を及ぼすことが当初計画に比べて同じ程度かそれ以下だと認められる場合、変更後の事業計画が転用許可基準により許可相当であると認められる場合、この 3 つの条件をクリアしないとイケないとなっております。

資料の 4 ページをご覧ください。申請人の住所氏名、物件等はお手元の資料にてご確認ください。

申請地は〇〇地区の申請人が居住する宅地に隣接する農地となっております。当初申請と計画は変わっておりません。

本案件は当初計画が令和 5 年 4 月総会にて上程され賛成可決された案件です。当初計画で盛り土を行い住宅を建設される予定でしたが、転用計画とおり盛り土工事は行われました。しかし、盛り土後の養生に想定以上の期間がかかり当初計画期間である令和 6 年 5 月 31 日までに完成する見込みが立たなくなったため、工事期間を延長する変更申請を提出されました。申請人立会のもと現地を確認しましたが、擁壁は入っており盛り土はしてありました。あと、3.4 ヶ月養生したあと住宅建設に入るとのことです。

本申請は工事期間の延長を求める申請であり、転用事業者、転用目的の変更はないことから変更申請の 3 つの事項には該当すると思われれます。以上のことから許可できる案件を思われれますので、審議方お願いいたします。

以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので現地確認報告を園田委員よりお願いします。

園田委員

4 月 5 日午前 10 時より申請者立会のもと申請地を確認しました。本申請は、事業完了時期の見直しを求める申請です。

当初の事業計画、排水計画などは変更ありませんので許可要件は満たしていると思われれます。審議方よろしくお願いいたします。

永田議長 　　ただいま現地確認報告がありました。何かご意見はありませんか。

（異議なし）

永田議長 　　異議もないようですので、議案第 13 号、番号 2 について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

永田議長 　　全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。

つぎに、議案第 14 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について上程します。

番号 1 については先ほど事務局より説明がありましたとおり、申請取り下げとなっております。番号 2 の説明を事務局よりお願いします。

續係長 　　議案第 14 号の 2 番についてご説明します。6 ページをご覧ください。申請人の住所氏名、物件等はお手元の資料にてご確認ください。

申請地は〇〇地区の農地です。農振地内でありましたが、11 月の農振協で除外申請をされ除外を受けた農地となっております。譲受人は現在、実家にお住まいです。子どもの成長による手狭感、現在と同じ校区内であること、将来的に見込まれる母親の介護を考え実家に近いところを探していたところ計画地を見つけ譲渡の合意に至られたそうです。

給排水計画につきましては、給水は上水道、生活雑排水は下水道接続をして雨水は、自然浸透および西側の排水路に流すとのこと。

申請地は農用地区域外で農地の区分は申請地の 500 ㎡以内に教育施設、病院が 2 つ以上あり隣接道路に上下水道管が埋設されている第 3 種農地に区分され許可可能な案件です。

以上で説明を終わります。

永田議長 　　ただいま事務局より説明がありました。現地確認も済んでおりますので現地確認報告を稲田委員よりお願いします。

稲田委員 　　4 月 5 日午前 9 時 30 分より申請者代理人立会のもと現地を確認しました。申請地の事業計画、排水計画などを確認しましたが許可要件を満たしていると思われしますので、審議方よろしくお願いたします。

永田議長 　　ただいま現地確認報告がありました。何かご意見はありませんか。

（異議なし）

永田議長 　　異議もないようですので、議案第 14 号、番号 2 について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

- 永田議長 全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。
つぎに、議案第 15 号氷川町農用地利用集積計画（所有権移
転）について上程します。
事務局より説明願います。
- 續係長 議案第 15 号、氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）に
ついてご説明します。
案件は 2 件あります。2 件とも公社からの売渡しとなります
す。詳細はお手元の資料にてご確認ください。
以上で説明を終わります。
- 永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はあ
りませんか。
(異議なし)
- 永田議長 異議もないようですので、議案第 15 号について採決します。
決定することに賛成の方は挙手願います。
(全員賛成)
- 永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定いたしま
す。
つぎに、議案第 16 号、号氷川町農用地利用集積計画（利用
権設定）について上程します。事務局より説明願います。
- 上田主事 議案第 16 号、氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）に
ついてご説明します。
8 ページ、9 ページをご覧ください。今回の案件は全部で 12
件です。8 ページが直接貸し借り契約、9 ページが農地バンク
での契約になります。借り手、貸し手、農地の所在については
資料でご確認ください。今回新規の利用権設定は 16 筆の
46,463 m²です。以上で説明を終わります。
- 永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はあ
りませんか。
(異議なし)
- 永田議長 異議もないようですので、議案第 16 号について採決します。
決定することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)
- 永田委員 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定いたしま
す。
つぎに、議案第 17 号、農用地利用集積促進計画書（配分）
について上程します。事務局より説明願います。
- 上田主事 議案第 17 号、農用地利用集積促進計画書（配分）について
ご説明します。資料の 10 ページをご覧ください。
この案件は、農業公社をとおした農地バンク契約の案件で
案件は 2 件です。

受け手の契約期間満了に伴い契約を更新するものです。
借り手、農地の所在等については資料をご確認ください。
以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、これはバンク法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を聴取することとなっております。

何かご意見はありませんか。

(意見なし)

永田議長

何もありませんので、本案は原案のとおり認めます。

つぎに、議案第18号、農地の無断転用にかかる勧告について上程します。事務局より説明願います。

坂梨事務局長

資料の11ページをご覧ください。

無断転用にかかる勧告についてということで、地図はこちらになります。所有者、農地の所在については資料をご確認ください。

内容のおさらいをさせていただくと、平成12年、13年からコンクリート製品などの資材置き場になっていたところです。写真はこちらです。農地の上に資材がおいてあったので、無断転用としての案件になっておりました。それ以降委員の方の協力をいただいて、文書もお出ししまして一旦片付けは少し進んだんですけども、機械が壊れたりがありましてここ2年進みが遅くなっておりました。先月のお話の中でもあまり終わってなかったのが、文書勧告あたりを進めていかないといけないのかなということで今回議案に出させていただいております。事務局でも県に話を聞きに行き、勧告を出すにはどういった手順ですればいいかを調べまして、準備もしておりました。

今回議案に上程するにあたって状況を確認していたのですが、4月頭の状態がこのような状態です。

コンクリート構造物は撤去されました。少し片づけのあとのゴミが隅に寄せてありますが、その分は今後片づけていくとお聞きしております。現地を4月頭に永田会長、松本推進委員と確認してきたところであります。当初から本人も片づけるとおっしゃっていましたが、進みが遅かったのが勧告の準備をしておりましたが、現在は片づけられているような状況にあります。

そのため、議案を取り下げようかとも話になりましたが、委員の皆さま見ていただいて関わっていただいている部分もありますので今回内容を説明したあと、取り下げとなれば取り下げとなるのかなと思います。

事務局からの説明は以上となります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありました。担当地区の松本推進委員より何かありますか。

松本推進委員 先月の総会のあとご本人と話しまして片づけたいという言葉は聞いておりました。そこから3月28日から30日にかけて本人が重機で片づけをしまして、私たちもそこに立ち会って片づけました。まだ、処理できていないゴミも少しありますが、ほとんどのコンクリート製品は撤去しました。雨もふりましたので、農地が今ぐちゃぐちゃですが、あとで整地をする予定です。

その後、坂梨事務局長が先ほど言われたとおり現地を確認しまして写真のとおりとなっておりますので、報告させていただきます。

永田議長 ありがとうございます。

松本推進委員から報告がありました。ほかに質問や意見はありませんか。

永田議長 この状態が原状回復しているかどうかを聞きたいのですが、どう思われますか。

私も現地を確認しましたが、私としては十分だと思いますがいかがですか。

稲田委員 田ですか、畑ですか。

議長 地目は田です。

本田委員 今後の活用方法は何でしょうか。

松本推進委員 野菜を栽培しようかなと言っておられました。

本山推進委員 現地確認等も行っておりますし、特別おかしな点がないのであれば原状回復でいいと思います。

永田議長 原状回復ではないと思う方いらっしゃいますか。

(なし)

永田議長 今回の農地の状態が原状回復されたものであり違反転用には該当しないため、議案第18号については取り下げることといたします。

つぎに、その他連絡事項です。事務局より説明願います。

坂梨事務局長 ——<事務連絡等について説明>——

永田議長 委員の皆さまから何かありませんか。

それでは、閉会を行います。

園田副会長 以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。

(午後2時18分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)